

# 暮らしの ここカタ



第1回

## 弁護士相談室

田阪法律事務所 弁護士 田阪 裕章さん

### 先々のことを考えた備えを 保管は法務局が安全・確実

**遺言書は必要か**  
「家族が仲良く暮らしているので遺言書は必要ありません」という人がいます。しかし、あなたの死後、相続問題でお子さんたちが、いさかいを起こす可能性もあります。そのリスクの種をできるだけ少なくするために遺言書を作成しましょう。

**Q 家族が仲良く、遺言書は面倒で、作る気がありません。それでも必要でしょうか。**

**A** 例外なく遺言は書いておくべきです。

仲が良い家族なので、あなたが亡くなったとしても遺言を書いていなくても「大丈夫」「あとは子供たちがうまくやる」と思ってしまうがちです。しかし、一般論として、相続トラブル(争族)が表面化するのには自分の死後です。中には生前から表面化している場合もありますが、どちらのケースでも、やはり(死後の)先の先のことまで考えて、いろいろ起こってくるリスクに備えて遺言書を作成しておくべきです。

ことわざに「きょうだい(ことわざでは「兄弟」)は他人の始まり」があります。これは、子供の頃には仲がよくても、それぞれが成長し、家庭を持つと配偶者や子供への愛情が生まれますし、きょうだいとの金銭の利害で疎遠になるといったことです。

それに加え、相続人が結婚すると、配偶者の考え方に左右されることもあり、ますます泥沼に陥ってしまうことになりかねません。最悪の事態を回避するには遺言書を書いておくべきです。

遺言書は自分の財産の分け方を決めるものです。遺言書の作成者の意思が最優先です。その目的には「残された人たちがめないこと」や「家族がもめても世話になった人に財産を渡したい」などがあります。

その目的に沿うよう、誰に何を相続させるかを決断しなければなりません。相続人になりそうな人を調べ総資産の内容を把握する必要があります。

相続人については、本人の家族関係によっては事態が複雑になる可能性があります。本人が離婚・再婚を繰り返していたり、非嫡出子がいたりして思わぬ人が相続人になっていることもあります。

一方、資産の内容では銀行の預貯金、株式などの有価証券、保険、不動産、動産などがあります。さらにネット銀行やネット証券、暗号通貨といったように、本人以外の人間には、把握が難しい財産もあります。その上、資産は内容が変動するため、定期的に遺言書の内容を見直す必要もあります。

死後にどのような事態が起こるのかを想定することは難しいので、まずは、遺言書によってどうしたいのか、法律の専門家に相談し考えておくことです。

**Q 遺言書の保管は、**

**A** 今は、法務局(遺言書保管所)で預かる「自筆証書遺言書保管制度」がお勧めです。ただし、財産目録を除き、遺言書の全文や遺言の作成日付および遺言者氏名を、必ず遺言者が自書して押印するなどの要件が満たされていない場合はなりません(注・民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについては、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられる)。

保管申請の手料は1件につき3900円です。金融機関などの貸金庫や弁護士などに預けるよりも手数料は安く、確実に、死後に家庭裁判所の検認の手続きも必要ありません。

もっと確実にするなら公正証書遺言ですが、資産額などに応じた手数料になりますので割高にはなりません。(次回は採めやすい遺言書の事例)



たさか・ひろあき 京都大学法学部卒業。総務省(旧郵政省)などを経て2008年弁護士登録。2024年田阪法律事務所設立。大阪市消費者保護審議会委員、大阪武道振興協会監事の経験あり。

☆田阪法律事務所 大阪市中央区堂島1の1の5 関電不動産  
梅田新道ビル4階 TEL050・3628・2026  
<https://souzoku-t-bengo.com/>